

# 令和7年度 第3回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和7年6月10日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第13号 農地法第3条許可申請書審議について  
議案第14号 農地法第5条許可申請書審議について  
議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）

5. その他の事項

6. 出席委員

農業委員

1番 本田 和登	2番 奥村 恒代	3番 本田真由美
4番 上田 一之	5番 坂本 秀孝	6番 井本久美子
7番 外村 和彦	8番 野口 拓哉	9番 永野 健一
10番 井芹 康雄	11番 緒方 知治	12番 田端 孝士
13番 赤星 龍己	14番 岡本 篤幸	

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫	井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也
草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之	

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

5番 坂本 秀孝

## 6番 井本久美子

### 9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 励志

## 会 議

### 1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まず総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第3回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

### 2. 会長あいさつ

事務局長 岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、こんにちは。私はやっと風邪が治りかけて、当たり前の声に戻りつつありますが、若干詰まりますので、よろしくお願ひします。

ここ数日、雨、もう梅雨に入って農作業も大変かと思います。田植の準備等で、恐らく毎日多忙に過ごしておられることと思いますが、田植が終わるまでは気が抜けませんので、暑さ対策を十分やっていただきまして、田には完全に植えていただきたいと思います。

5月の末、全国農業委員会の会長大会が行われました。私と事務局長、上古閑課長で出席をしてまいりましたので、その概要について、ごく簡単に御報告をいたします。

5月の28日、29日、東京の渋谷公会堂で行われました。全国から約1,700名弱の農業委員、それから事務局の方が参加して行ったところです。

御多分に漏れず、冒頭、農業会議の会長の國井さん、この方は、大臣も経験されている方ですが、國井会長より御挨拶がありまして、その後、農林水産副大臣滝波さんの挨拶、それから、参議院の農林水産委員長の舞立さんという方から御挨拶がありまして、その後、当県出身の現在は議員懇話会の会長として出席されました坂本哲志代議士の御挨拶、3人の方が御挨拶がありまして議題に入ったところです。

大きい項目だけを申しますと、一つに政策提案として改正基本法、それから基本計画についての政策の実現に向けた提案が行われました。それから申合せ事項とし

て、いわゆる私たちが今つくっております地域計画の実施に向けた持続可能な農業、農村をつくる全国運動の提案が行われているところです。

それから最後に、今、皆さん方の机の上にあると思いますが、情報活動の一環として、ここにありますように全国農業新聞の購読をお願いしたいというような内容の申合せ等も行っているところです。したがいまして、これは全国の農業委員会の中での申合せ事項でもありますし、さらには県の申合せでもありますので、皆さん方の机の上に購読申込書を今日はお配りさせていただいていますが、農業委員、それから最適化推進委員の方全員の購読をお願いしたいと思います。嘉島町農業委員会、さらには御船町農業委員会も全員100%で購読をしておりますので、それに遅れないように、当甲佐町農業委員会でも全員の購読をお願いしておきたいと思います。

それから、その後、最終4時半から明治記念会館で、県選出の国会議員の先生との懇談が行われたところです。御多分に漏れず、米の価格の問題が新聞、テレビをにぎわしておりますが、このことが一番議論の対象となったところです。会議の中でもそうですが、先生との懇談の中でもこれが議論の中心になったところです。

ちなみに私も発言をしてまいりまして、米の価格の問題については、消費者あるいは生産者、両方とも納得するような価格での対応は難しいと、輸入米だけはやつてくれるなというような要望を申し上げております。既に輸入も民間ではあっておりますが、輸入米だけは阻止していきたいと思っておりますので、皆さん方にもよろしくお願ひをしておきたいと思います。

本日は、3条、5条、それから、もう一つ議案が用意されていますので、皆さん方の忌憚のない意見をお願いしながら、私はまだ喉が本調子ではありませんので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしくお願ひしながら冒頭の挨拶といたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

### 3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会長 それでは、本日は5番委員の坂本秀孝さんと、それから6番委員の井本久美子さんにお願いをいたします。

### 4. 議題

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いします。

会長 それでは、早速議案審議に入ります。

議案第13号ですね。農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは事務局長から説明をお願いします。

- 事務局長 それでは、1ページをお願いします。
- 議案第13号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。
- 令和7年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 以上になります。
- 会長 それでは、早速審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。
- 番号1番について審議したいと思います。
- 4番委員の上田委員から説明をお願いします。
- 4番 4番委員の上田です。では説明します。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。
- まず、有安の地番になりますが、こちらのほうが安津橋、国道443号線がこちらを走っておりまして、安津橋があります。こちらに熊本甲佐総合運動公園が、グラウンドゴルフ場があります。
- まず、有安地区につきましては、この安津橋から北東へ約260メーター行ったところに1筆ございます。続きまして、船津の土地ですが、こちらのほうに安津橋から上ってきた道がありまして、ここに船津公民館ですね、こちらのほうになります。このように船津の集落がありまして、この船津の地区にこのように点在しております。
- 位置の説明は以上となります。
- 会長 それでは、続きまして、4番委員の上田委員から、農地の使用賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 4番 4番委員の上田です。今回の申請は、基盤強化法により貸借期限が切れるので、更新するための3条申請となります。
- それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。
- ①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。
- ②については、該当しません。
- ③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は110日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。3番委員の本田真由美委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の本田です。

先月5月27日に、岡本会長、4番委員の上田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字有安字西川原に1筆、大字船津字上原に1筆、大字船津字大久保に2筆、大字船津字ハツ割に2筆、大字船津字松本に4筆、大字船津字馬門に1筆あります。

申請地には、米、花木の栽培を計画されており、周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会長 ただいま、3番委員の本田真由美委員から現地調査の報告、また4番委員の上田委員から、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ。

○1番 内容じゃなくて、移動の理由ですけど、これには経営規模拡大と書いてありますね。譲受人の方は耕作面積はゼロでしょう。

事務局 はい。

○1番 ゼロだから、経営規模拡大じゃなくて、新規とか、ほかの名称ではないですか。もともとあれば経営規模拡大でいいですけど。

会長 事務局、お願いします。

事務局 こちら、実はこちらのほうは、基盤強化法に基づく申請をしておられました。それの貸借期限が切れるために、今度は3条での切替えということで今回計上しております。更新案件になります。

○1番 もともとゼロだけん、経営規模拡大という言葉じゃおかしかつじゃなかですか。もともと何平米かあればよかですよ。もともとゼロだから、新規とかそういういった言葉を使わんと。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 今まで基盤強化として、それを3条で借り換えていたので、ちょっと貸し借りの名称が変わりましたので……。

○1番 もちろん変わったのは分かるけど。もともとゼロで書いてないならよかですよ。

- 名称を変えんでよかですかって言いよったい、理由の。
- 事務局 この移動の理由は経営規模じゃなくて……。
- 1番 新規とか、ほかの言葉を使ったほうがよくはなかですかって言いよっと。もともとあれば経営規模拡大でいいばってんが。もともとゼロでしょう、書類上は。
- 事務局 この数字は、すいません、ゼロなんんですけど、こちらのほうが、もともと基盤強化法で借りられて、この面積を借りられています。今回は3条で借り換えたので、そこはその面積のまま。耕作面積が同じ面積なのにゼロというのがおかしいという。
- 1番 ゼロだから経営規模拡大ではおかしかろうって、名称、言葉の使い方が。もともと何平米があれば経営規模拡大でいいばってんが、全然ゼロだから経営規模拡大という言葉がおかしかっじやなかですかって。新規とかほかの言葉を使わんと。
- 12番 すいません、普通に1町作られてるんでしょう、受ける方は。
- 1番 だけん、書類上の話をしよっとですよ。実際はされてあるとかもしれんばってんが。
- 事務局 こちらの移動の理由は貸借の更新ということでですね……。
- 1番 それは分かるんですよ。それは分かるばってんが、書類上のことを言っている。
- 7番 これは親子かなんかですか。はあはあ。だけん、しよらしたわけたい。親子でだけん。
- 1番 親方は分かたたい。ばってん、ゼロやけんですね。
- 7番 これがゼロになつとつけんおかしかもんな。
- 1番 経営規模拡大というのはおかしかって言いよったい、名称が。
- 会長 事務局、いいですか。本田さんが言われよつとは全くその通りで、だから、前の基盤強化法から3条への切替えとか、そういう文言を入れとったらいいと。
- 1番 だから、そぎゃんことせんと経営規模拡大ではおかしい。
- 会長 だから、そういう感じで入れてもらうといい。
- 1番 理由を変えんと。
- 事務局 理由をですね。こちらのほうは、理由は更新による切替えということで。
- 1番 それは、全体に言わんと、私だけじゃなくて。
- 事務局 じゃあ、借替えによる更新ということでおろしくお願ひします。申し訳ございません。
- 1番 もう1回しっかり言うて。
- 事務局 借替えによる更新ですね。
- 会長 そのほかに何かございませんか。
- ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。
- 許可することに賛成の方は挙手を願います。
- (賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

10番委員の井芹委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の井芹です。それでは説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上で説明を終わります。

会長 それでは、申請する土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 では申し上げます。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらのほうに乙女小学校がありまして、ここに南三箇集落があります。申請土地はこの南三箇集落の印が付いている、この部分にあります。

以上となります。

会長 続きまして、10番委員の井芹委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○10番 説明します。10番委員の井芹です。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地の取得を相談され、譲受人が了承されたので3条申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③についても、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。

先月5月27日に、岡本会長と3番委員の本田真由美委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されてる農地は大字南三箇字藤崎に1筆あります。申請地にはダイコン、ハ

クサイ、ニンジン、キュウリなどの家庭用の農作物の栽培と、柿、栗の作付を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会長 ただいま、4番委員の上田委員から現地調査の報告、また、10番委員の井芹委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があつたところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

後藤委員どうぞ。

○7番 これは宅地の横ですか、田んぼは。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 こちら、次に5条申請が出てきますが、宅地の横の……。

○7番 だけん、これで言うなら左側のところが宅地。

事務局 向かって左側が畠地、右側が宅地です。

○7番 右側が宅地になるわけ。そして、その附属してゐる土地ば一緒に購入するとね。

事務局 はい、そうなります。

○7番 それと、もういっちょ。この人も、言うなら新規就農者たいな。今、150日て言いなつたばってん、さっきの森田さんのときは110日で言いなつたでしょうが。その違いは何だろうか。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 お勤めで、職業形態が違いますという関係で申請書には150日と。

○7番 本人が書いて來らすわけ。だけん、そこの言わしたことたいな。だけん、真からは分からんわけたい。分かりました。よからん、ござやん新規就農者のさすときは、言うなら、のり面とかその辺も草切りをするごとて言ってください、横なんかば。いっちょん切らっさん人が多かけん、迷惑さすとたい。だけん、そぎやんところも新規就農者がさすときは、ちゃんとのり面の草ば切ってやれよって。管理は土手の下までですよと言うとかんと分からっさんけん。お願ひします。

会長 外村委員の意見はですね、十分、今後あれするように申し伝えますので、よろしくお願ひします。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第14号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

- 事務局長 それでは、5ページをお願いします。
- 議案第14号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があつたので、許可の決定について意見を求めるものです。
- 令和7年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。
- 以上になります。
- 会長 ありがとうございました。
- 6ページをお願いいたします。
- 議案第14号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。
- それでは、10番委員の井芹委員から説明をお願いします。
- 10番 10番委員の井芹です。それでは、番号1番について説明いたします。
- (申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)
- 以上です。
- 会長 続きまして、事務局から申請書の位置の説明をお願いします。
- 事務局 説明いたしたいと思います。地図につきましては、お手元の資料7ページに添付しておりますけども、前のスクリーンで説明いたします。
- まず、右側から左の方へ、県道の今吉野甲佐線がこのように通っております、左上、乙女小学校、それと、左側真ん中あたりに南三箇の集落。今回の申請地は南三箇の集落に隣接した、赤く印をつけておりますこちらになります。乙女小学校から南へ約230メートルの位置に今回の申請地はございます。
- 場所については、以上でございます。
- 会長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、10番委員の井芹委員から説明をお願いします。
- 10番 10番委員の井芹です。それでは説明します。
- 今回の申請は、申請人が農地を有償で譲り受け、新たに個人住宅を建設するために転用申請をするものです。
- 転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農地の広がりが10ヘクタール以上あるため、第1種農地に該当すると思います。
- ②については、第1種農地の転用は「原則として許可することができない」とされていますが、集落に隣接しており、ほかに適地はないため、例外的に転用が可能

だと思います。

③については、資金計画書、金融機関からの事前審査終了書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、土砂の流出がないよう十分配慮します。造成中に問題が発生した場合は誠意を持って対応するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。3番委員の本田委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の本田です。

先月5月27日に、岡本会長、上田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字南三箇字藤崎にある集落に隣接した農地1筆で、第1種農地に該当しますが、集落と隣接しており、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

以上です。

会長 ただいま、本田委員から現地調査の報告、また、10番委員の井芹委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号の口に該当するものの、集落に隣接しており、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

発言もないようでございます。それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をしてまいります。

それでは、議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、8ページをお願いします。議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、別紙のとおり諮問があつたため、意見の決定を求めるものです。

令和7年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の9ページをお願いします。

甲農第362号、令和7年5月26日提出、甲佐町農業委員会会长、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について(諮詢)。

農地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮詢いたします。

今回の計画につきましては、令和7年7月1日貸付開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が36筆の4万917平米、畠が17筆の2万4,808平米となります。

委員の皆様に審議していただくのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明します。

事務局 それでは10ページをお願いします。

議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定による聴取について審議いたします。

それでは、番号1番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置を説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらが日和瀬橋で、ここに443号線が通っています。こちらのほうに特別養護老人ホーム桜の丘があります。こちらの日和瀬橋から南東へ約240メーター行ったところに、この赤でお示しておりますところが申請地となります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言がある方は挙手願います。

外村委員。

○7番 82歳で年数が10年。大丈夫ですか。あとばさす人は誰かおらすとやろうか。

- 9番 後継者はおらっさん。
- 7番 おらっさんでしょう。
- 9番 田植は私がします。
- 7番 しなさる人がおんなるならいいですけどね。
- 9番 ほとんど任せたごたつ感じで私がほとんどしています。
- 7番 名目で82歳で10年になっとるたいな。その下を見ると82、83、83ならこの頃はまだ若かほうやけんあ。
- 9番 この土地はずっと前から作つとんなつですよ。今度上がってきたけん、今しつかり見よつですよ。
- 7番 なら、切替えというか、分かりました。すいません。
- 会 長 よろしいですか。ほかに何かございませんか。
- ほかにはないようでございます。採決を行います。
- 原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり決定することにいたします。
- 続きまして、番号2番について審議したいと思います。
- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置を説明いたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。
- こちらのほうに、市内の方から来ました国道443号線がありまして、ここが甲佐高校になります。この甲佐高校から北へ、こちらが約230メートル、こちらが甲佐高校から北へ約390メートル行ったところに申請土地の2筆がございます。
- 申請地の位置については以上のとおりです。
- 次に、相手方の状況について説明いたします。
- 番号2番の相手方は農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地でも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。
- 以上です。
- 会 長 ただいま事務局から説明があったところです。
- これより質疑に入ります。発言がある方は挙手を願います。
- 質問がないようでございます。
- それでは原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号3番、4番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらに国道443号線があります。こちらのほうに緑川団地がありまして、こちらの緑川団地から東へ約190メーターに1筆と、緑川団地から東へ約340メーター行ったところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番、4番の相手方は農業者で、米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

はい、本田委員どうぞ。

○1番 この契約の種類のところ、全部だけど、全部「新規」と書いてあるけど、ここは更新の言葉で使わんでよかとね。全部切替えだろう、契約の種類は。ここは切替えじゃないの、全部。

事務局 こちらのほう、以前は基盤強化法という法律で借りておりまして、今回は、今年、令和7年の基盤強化法による契約ができないため、今度、中間管理事業を使った更新があるので、新規とさせてもらっています。実際は更新となりますけども、表現は新規とさせていただいている。

○1番 中間管理機構が違うわけ。

事務局 以前は基盤強化法という、お互いに中間管理を通さない契約をしていましたけども、それが令和7年から基盤強化法による契約ができなくなりました。今年からは公社を使った契約が、3条申請、法律3条のお互いに相対する契約のどちらかしか契約ができなくなつたんですよ。今回は原則中間管理を使った契約になっていますので、今回は新たに中間管理を使った契約となつてます。実際は更新になるんですけど。ですのでこちらのほうは契約の種類が違つて新規というふうにさせていただきます。

会長 特に問題はないと思います。ありがとうございました。

そのほかに何か御質問よろしいですか。

それでは、ほかにないようでございます。採決を行います。

原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番、4番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号5番、6番はも相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、位置の説明をいたします。番号5番、6番については、17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

先ほど言いました、こちらのほうに緑川団地、こちらに町民センターがございます。こちらの町民センターから南へ約120メーター行ったところに1筆、町民センターから約220メーターのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号5番、6番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用稻の作付をされています。今回の申請地にも、米、飼料用稻の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見もないようでございますので、採決を行います。

それでは、原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番、6番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号7番、8番も相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号7番、8番については、18

ページ、19ページに位置図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、7番は、こちらのほうに中山区があります。こちらのほうに東南運輸さんがありまして、この中山集落から北へ約140メーターの土地に1筆ございます。それと吉田のほうなんですけども、こちらのほうは高速道路が、ここに御船町、こちらのほうは、高速道路がありまして、こちらですね、御船町との町境の一番端、この高速道路から北へ約400メーター行ったところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号7番、番号8番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米、野菜、バレイショの作付をされております。今回の申請地にも米、野菜、バレイショの作付を計画されており、集積後はは効率よく利用できると思われます。

以上になります。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員どうぞ。

推進委員 この畠のほうは道がないんですけど、隣近所は離れとつとかいな。これは道がないと行けないでしょう。現地調査行かれた方。

会長 事務局どうぞ。

事務局 すいません。こちらのほうにちょっとと写ってないんですけど、こちらのほうから入る道があったと見られましたので、こちらのほうから入れると思います。ちょっとと写真の撮り方が、東から西のほうに撮っていますので。こちらのほうからたしか入れたと思われます。入る道があったと思いますけども。

以上になります。

会長 本田委員、よろしいですか。

推進委員 どこから入るかを確認したかったんですけど。

会長 何か入る道があるそうです。

事務局 こちらのほうから入れます。

推進委員 こちらってどこ。何かトウキビみたいのが植わっとろう。

事務局 こちらのほうに道が……。

推進委員 道はあるけど消えてるから、地図上では。

会長 道がなくては行けないからですね。

推進委員 あそこね、いっぱい田口を借りてあるんですよね。だから、その近所を借りてあればすーっと入られるんだけど、この狭い道がないところをどういうふうな申請でやられたのか、その辺の話はなかったんでしょうかという話。この辺、道がないところがいっぱいあるんですよ。

- 会長 事務局どうぞ。
- 事務局 こちらを借りた経緯としましては、こちらの横に借受人、今借りている方が耕作している所有者の農地がありまして、そこの横の今回の申請された。
- 推進委員 だから、その隣に今借りている農地があればいいんですよ。そこを通って行けるからね。その辺の内容が見えないでしょ。だから確認したんですよ。結局、この辺りいっぱいジャガイモを植えるために借りてあるんですよね、この人は。だから、その隣を借りてあれば入っていいけど、なければ入っていけないところだからということで、今話をしてるわけです。
- 会長 ■■さんの借りているところが隣にあったろう。
- 事務局 はい、あります。そこの横を借りられています。
- 推進委員 隣を借りてあればいいですよ。
- 会長 だから、そういう理解であります。
- 事務局 借りて耕作れています。
- 会長 ほかに何か御意見ありませんか。
- 会長 ほかにないようでございます。
- それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号7番、8番については原案のとおり決定をいたします。
- 続きまして、番号9番について審議したいと思います。
- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明します。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号9番については、20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
- こちらのほうに県道宇土甲佐線が走っております、ここにグリーンセンターがございます。このグリーンセンターから東へ約340メートル行ったところを赤で色づけておりますが、こちらが今回の申請地となっております。
- 次に、相手方の状況について説明いたします。
- 番号9番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜、栗の作付をされています。今回の申請地にも栗の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。
- 以上となります。
- 会長 ただいま事務局から説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号10番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号10番については21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらのほうに高速道路が走っています。こちらのほうに府領の集落がございます。この府領の集落から西に1筆、こちらの府領の集落から東に2筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号10番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料稻、飼料用作物の作付をされています。今回の申請地には、米、飼料用稻、飼料用作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号10番については原案のとおり認定をいたします。

ほかに議案がたくさんありますので、ここで休憩を取りたいと思います。この時計で45分まで休憩をいたしますので、よろしくお願いします。45分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

会長 それでは再開をいたします。

続きまして、番号11番、12番、13番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号11、12、13番については、22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに和田内の集落、ここに田口橋がありまして、こちらに和田内の集落があります。こちらの和田内の集落の北側に4筆、それと、ここに県道宇土甲佐線が走っておりますけど、この宇土甲佐線から南側にこのように申請地が点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号11、12、13の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用稻、飼料用作物の作付をされています。今回の申請地にも、米、飼料用稻、飼料用作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は举手を願います。何かございませんか。

質問はないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(賛成者举手)

全員賛成と認めます。番号11番、番号12番、番号13番については、それぞれ原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号14番について審議したいと思います。

この案件の相手方、譲受人は、5番委員の坂本委員の親族です。農業委員会に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当いたしますので、14番の審議が終わるまで、坂本委員は退席をお願いします。

(坂本委員退室)

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらのほうに乙女小学校がありまして、こちらに東南運輸、その先に宇城鉄筋があります。この宇城鉄筋から北西約230メーター行ったところに、こういうふうに4筆の申請地があります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号14番の相手方は新規就農者で、カボチャの作付を計画されており、今回の申請地も集積後は効率よく利用できると思われます。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号14番については、原案のとおり決定をいたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

それでは続きまして、番号15番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

ここに高速道路が走っておりまして、ここに緑川パーキングがあります。その下に府領の集落がございます。申請地につきましては、この府領の集落の東側にこのように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号15番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地にも、米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号15番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号16番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらに、嘉島の方から来る県道嘉島甲佐線が走っています。こちらに吉田の集落で、こちらに大福物流があります。この大福物流の西側に約120メートー行った赤い部分が、今回の申請地となっております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号16番の相手方は御船町の認定農業者で、主に菊、ニンニクの作付をされています。今回の申請地にも菊、ニンニクの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で終わります。

会長 ただいま、事務局から16番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号16番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号17番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに安津橋がございます。安津橋から上って船津の集落がございます。船津の公民館がここにございまして、この船津の公民館から北側へ約70メートル行ったところに、こういうふうに3筆点在しております。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま、事務局から番号17番についての説明があったところです。  
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

質問はないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号17番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号18番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。27ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらのほうに甲佐神社がございます。申請地は甲佐神社から北東へ約160メートー行なった、この赤で塗りつぶされた部分2筆となります。

以上でございます。

会長 ただいま、事務局から番号18番についての説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員どうぞ。

○1番 参考のために。対価、10アール当たりの単価があまりにも違うけど、その理由は何ですか。隣の田なのに。隣同士でしょう、これは。違いますか。土地が隣同士なのに何で単価が違うのかと思って。

事務局長 面積で割り戻してからしとるけんじやなかつかなと思います。

○1番 だって20万と25万でしょう。

○7番 10アール当たりの単価だから一緒でしょう。

事務局 こちらの単価はお互いの話し合いとなりますので、お互いに合意した金額となります。

○1番 分からんということね。隣同士であまり変わらないと思うばってん。

会長 売買の単価については当事者同士の話し合いでから。と思いますけど。

ほかに何かございませんか。

ほかになければ採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号18番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号19番について審議したいと思います。

この案件の相手方、譲受人は、12番委員の田端委員です。農業委員会等に関する法律第31条甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、19番の審議が終わるまで、田端委員は退席をお願いします。

(田端委員退室)

この案件は農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。28ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらのほうに芝原の集落がございます。こちらの芝原の集落の北側に、赤で示しておりますが、このように2筆の申請地が点在しております。この場所になります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号19番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よくできると思われます。

以上で終わります。

会長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号19番については、原案のとおり承認をいたします。

田端委員の入室を認めます。

(田端委員入室)

続きまして、番号20番について審議したいと思います。

この案件の相手方、譲受人は、田上安幸最適化推進員の親族です。農業委員会等に関する法律第31条甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、20番の審議が終わるまで、田上推進委員は退席をお願いします。

(田上推進委員退室)

この案件も農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。29ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらのほうに安津橋、こちらのほうに熊本甲佐総合運動公園がございます。この熊本甲佐総合運動公園の西側に約240メーター行ったところを赤色で着色しておりますが、こちらが今回の申請の土地になります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号20番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用作物の作付をされています。今回の申請地にも、飼料用作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で終わります。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問はないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号20番については、原案のとおり承認をいたします。

田上委員の入室を認めます。

(田上推進委員入室)

いよいよ最後になりました。それでは、続きまして番号21番について審議したいと思います。

この案件も農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。30ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに甲佐神社があります。甲佐神社の西側のほうに1筆、東側に7筆、このように点在しております。

位置の説明は以上です。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号21番の相手方は認定農業者で、主に米、麦の作付をされています。今回の申

請地にも米、麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員。

○1番 さっき示された字図とこれは違うでしょう、位置が。圃場整備の後だろう。だからさっき字図ば見せるといかんとだろか分からんけん。

○7番 俺も質問しようと思ったけど、そいば代えとかないかんよ。

○1番 圃場整備したところは図面があるはずだらう。

事務局長 区画図面はありますけど、換地後のやつは正確にまだできとらんです。

○7番 だけん、ぎゃん分かれとるばってんが、本当はよつとつということたい。

事務局長 そうです。まだ換地の清算ができとらんけん、正式なやつはできてないです。

○1番 まだできとらんと。

事務局長 はい。

会長 本田委員、今事務局から説明のとおりですから、御了承願いたいと思います。言われる通りと思いますが、まだ換地してないということですから。

○1番 ばってん、図面のあって思ったけんな。

事務局長 それはありますけど……。

推進委員 基盤整備は済んだんですよね。

事務局長 はい。しかし、まだ換地が最後まで行ってないので。一応、来年度ぐらいで終わる予定です。

推進委員 最初の枚数からどれぐらいできたんですか。

事務局長 枚数ですか。

推進委員 いやいや一番大事なことなんですよ、効率的に耕作する上で。

○13番 1枚3反ぐらいでしょう。

会長 今の質問については調べとてまた今度。今の今にすぐは分かりませんので、調べてまた。

推進委員 いやいや、農業後継者の人たちにとって、狭か田ば……。

○13番 もともとが狭いんですね。

事務局長 上で三十何枚でした。

○13番 それが10枚ぐらいになったんですかね。

推進委員 3分の1ぐらいですね。

会長 じゃあ田上さんの今の質問については、ちょっと別問題として事務局で調べます。

推進委員 ぜひよろしくお願ひします。

会長 ほかに何かご意見ございませんか。  
ほかにはないようでございますので採決を行います。  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)  
全員賛成と認めます。番号21番については、原案のとおり承認をいたします。  
では、本日の予定をいたしました議題は全て終了いたしましたので、事務局の方へお返しをいたします。

事務局 これをもちまして、第3回定例農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議長

5 番

6 番